

秋田県 I o T 活用モデル工事試行要綱

(令和 2 年 7 月 1 5 日技管－ 2 2 2)

(目的)

第 1 条 この要綱は、公共工事の建設現場において受発注者間の打合せ及び現場確認などに I o T を活用することにより、建設工事の生産性向上を図ることを目的に、秋田県が発注する I o T 活用モデル工事（以下、「モデル工事」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第 2 条 この要綱は、秋田県建設部が所管する建設工事に適用する。

(定義)

第 3 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「情報共有システム」とは、秋田県土木工事共通仕様書に定める情報共有システムを活用して、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することをいう。
- (2) 「W e b 会議」とは、W e b 会議用アプリケーションを活用して、監督職員及び受注者が会議又は打合せなどを行うことをいう。なお、W e b 会議用アプリケーションのアカウント作成及び契約は受注者が行う。
- (3) 「遠隔臨場」とは、建設現場の遠隔臨場に関する試行要領（令和 2 年 7 月 秋田県建設部）に定める方法により、監督職員が現場確認を遠隔臨場することをいう。

(モデル工事の指定等)

第 4 条 モデル工事は、次に掲げるいずれかの方式により実施するものとする。

(1) 発注者指定型

発注者指定型とは、モデル工事の実施を設計図書において義務づける方式であり、秋田県建設工事入札制度実施要綱（昭和 6 2 年 4 月 2 2 日付け監－ 1 3 4）に定める入札審査会等の審議を経て発注者が指定する建設工事とする。

(2) 受注者希望型

受注者希望型とは、モデル工事の実施を受注者が選択できる方式であり、受注者からの施工計画書の提出前に、発注者に対して I o T 活用について協議があった工事のうち、発注者が認めて指示した建設工事とする。

- 2 発注者は、モデル工事の継続が適当でないと判断した場合、モデル工事の指定を解除することができる。

(モデル工事の実施内容)

第5条 受注者は、次の各号に掲げる全ての項目を当該建設工事において実施すること。

(1) 情報共有システムの活用

当該建設工事に係る工事打合せ簿等の書類を、当該システムにより作成し共有すること。

(2) Web会議の活用

当該建設工事に係る打合せや履行状況の報告などを、着手後は1ヶ月に1回以上はWeb会議により行うこと。

(3) 遠隔臨場の活用

当該建設工事に係る現場確認を、1工事で2回以上は遠隔臨場により行うこと。

(工事費の積算)

第6条 発注者は、当初は費用を計上しないで発注し、精算変更において次項に定める積算方法により費用を計上する。

2 発注者は、次の各号に掲げる積算方法により、費用を積算する。

(1) 情報共有システムに係る費用は、各積算基準書のとおりとする。

(2) Web会議に係る費用は、Web会議用アプリケーションのアカウントの作成及び契約料を技術管理費に積上げ計上する。なお、当該工事の専用アカウントでない場合は、費用を計上しない。

(3) 遠隔臨場に係る費用は、建設現場の遠隔臨場に関する試行要領（令和2年7月 秋田県建設部）に定める方法により積算することとする。

(効果の把握)

第7条 受注者及び監督職員は、試行を通じた効果検証及び課題抽出のため、アンケート調査等の依頼があった場合は協力すること。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、モデル工事の実施に関して必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和2年7月15日から施行する。